登録番号	生第108132号
変更前	くみあい苦土入り粒状複合HNP47―Cu
変更後	くみあい苦土入り粒状複合NP47―Cu
登録番号	輸第10859号
変更前	化成肥料１号
変更後	硝酸加里１号
登録番号	輸第10877号
変更前	化成肥料２号
変更後	りん酸アンモニア１号
登録番号	輸第10878号
変更前	化成肥料３号
変更後	りん酸アンモニア２号
登録番号	輸第10879号
変更前	化成肥料４号
変更後	りん酸加里１号
登録番号	輸第10880号
変更前	化成肥料５号
変更後	りん酸加里２号

○農林水産省告示第九百五十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年六月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	住所
生第88242号	汚泥肥料	炭化汚泥	秋田県秋田市山王四丁目１番１号
生第106693号	副産肥料	MCI　リン酸カリ	三井化学株式会社 東京都中央区八重洲二丁目２番１号
生第106694号	液状肥料	MCI　液状リン酸カリ	三井化学株式会社 東京都中央区八重洲二丁目２番１号
輸第108867号	硝酸石灰	硝酸カルシウム４水塩	株式会社たねまき 東京都中央区京橋二丁目２番１号
輸第108869号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム７水塩	株式会社たねまき 東京都中央区京橋二丁目２番１号
輸第108914号	硝酸加里	硝酸カリウム	株式会社たねまき 東京都中央区京橋二丁目２番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第九百五十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年五月二十八日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年六月十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24968	フルスルファミド水和剤	スキャプロック顆粒水和剤	栃木県宇都宮市岩曽町1215番地　エムシーグロップ&ライフ化成株式会社　代表取締役　佐々木祐明

○国土交通省告示第四百七十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡南部町福士字石合一九五六二番二地先から同県南巨摩郡南部町福士字真篠八六二番二地先まで	令和七年六月二十日〇時

○東北地方整備局告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

東北地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢五〇番二から同市二ツ井町駒形字烏野上岱一番六まで	一五・〇メートル	三・三五キロメートル

四　指定する期日　令和七年六月十九日

○東北地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
七号	能代市二ツ井町駒形字堤沢三三番から同市二ツ井町字烏野上岱一番六まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月二十日

○北海道開発局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

北海道開発局長　坂場　武彦

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百三十五号